

## 「中間とりまとめ」解説14. 安全目標の適用

- 安全目標は、まずは規制活動の合理性、整合性といった各種規制活動の全体にわたる判断の参考として適用し、個別の施設に対する規制等、より踏み込んだ適用は、安全目標適用の経験を積んだ段階で着手するのが適切としている。
- ある施設は安全目標を満足しており、他の施設は満足していないといった結果が出てきた時、満足していない施設は不安全と直ちに結論付けることはせず、なぜそのような違いが生じたか、規制の何処に不適當なところがあったかという見直しが行われることになる。
- 個別の施設が安全か否かの判断は、こうして見直された規制体系に基づいてなされることになる。

# 「中間とりまとめ」本文 事業者による安全目標の適用

- 事業者は、自らが行うリスク管理活動を「安全目標」を参照して計画・評価することにより、規制当局の期待に応える活動をより効果的かつ効率的に実施することができる。

安全目標の利用は進んでいないが、  
PSAの概念・結果は規制に反映されている。

以下は特に重要な例。

- (原安委)ランダム故障のリスクより、地震のリスクがはるかに大きいと判断されたため、耐震要求を強化。
- (保安院)原子力施設への航空機落下ハザードを評価して、有意であれば防護設計を要求。(判断基準は安全目標設定後に見直すはずだったがなされていない。)
- (規制委)施設内外で生じるあらゆる誘因事象を対象として、ハザードを評価し、それが有意であれば当該ハザードの特徴・大きさに応じた防護設計を要求。
- (規制委)重大事故への対処を規制要件化し、有意な炉心溶融事故シーケンス、有意な格納容器破損モードについて、有効な回避策を要求。

# 提案を求む！

- 安全目標の規制基準改定への具体案はないか？  
(もちろん、「中間とりまとめ」の方針に沿って。)
- 安全目標の産業界での利用への具体案はないか？
- どのような問題に、どういうPSA(ランダム故障か特定誘因か、レベル1～3のどれか等)のどういう結果をどのように用いるか？